

## 審 査 メ モ (その 4)

## 1 農業経営統計調査の変更

## (4) 報告を求める事項の基準となる期間の変更

畜産物に係る生産費調査（①牛乳、②子牛、③育成牛・肥育牛、④肥育豚）の調査対象期間について、年度単位（毎年4月1日から3月31日）から暦年単位（毎年1月1日から12月31日）に変更する。

## (審査状況)

ア 本調査の調査対象期間については、従来、①経営統計調査のうち、個人経営体については毎年1月1日から12月31日、法人経営体については決算の対象となった年の1年間、②生産費調査については、農畜産物の品目ごとの生産サイクルに基づいた期間を設定<sup>(注)</sup>していた。

(注) 生産費調査の調査対象期間については、以下のとおり。なお、2つの暦年にまたがる品目は、集計対象月数の多い方の年次を調査年次とする。

①米、そば、大豆、原料用かんしょ、原料用ばれいしょ及びてんさいについては、毎年1月1日から12月31日

②さとうきび、牛乳、去勢若齢肥育牛、乳用雄肥育牛、交雑種肥育牛、子牛、乳用雄育成牛、交雑種育成牛及び肥育豚については、毎年4月1日から3月31日

③小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦及びなたねについては、毎年9月1日から8月31日

イ 今回の申請では、生産費調査のうち、牛乳、去勢若齢肥育牛、乳用雄肥育牛、交雑種肥育牛、子牛、乳用雄育成牛、交雑種育成牛及び肥育豚に係る調査対象期間について、年度単位（毎年4月1日から3月31日）から暦年単位（毎年1月1日から12月31日）に変更する計画である。

エ これについては、報告者負担の軽減にも配慮しつつ、効率的な統計作成を図るものであることから、おおむね適切と考えるが、変更に伴う利活用上の支障が生じないか等について確認する必要がある。

## (論点)

- a これまで畜産物生産費調査の調査対象期間を年度単位（毎年4月1日から3月31日）としていた理由は何か。
- b 畜産物生産費調査の調査対象期間を暦年単位に見直すことにより、これまでの調査結果との整合性・比較可能性等の観点から、支障等は生じないのか。
- c 移行時の混乱を避けるため、報告者や利用者への周知について、どのような方策を講じる予定か。

## (5) 報告を求めするために用いる方法の変更

従前の調査票（報告者が記入の上で数か月ごとに提出する「現金出納帳」及び「作業日誌」調査員が年1回聞き取りを行う「経営台帳」）を廃止し、「経営統計調査票」及び「生産費調査票」を新設することに伴い、年1回、調査票を回収する方法に変更する。

### (審査状況)

- ア 従来、本調査では、①「現金出納帳」及び「作業日誌」については、報告者が日々の現金収支や労働時間を記入の上、数か月に一度、年4回を超えない範囲で提出する方法（自計報告）、②「経営台帳」については、年1回、原則として、地方農政局等の職員又は統計調査員が報告者に面接し、聞き取る方法（他計報告）により実施していた。
- イ 今回の申請では、調査票の構成を見直し、従来の「現金出納帳」、「作業日誌」及び「経営台帳」の3種類の調査票を廃止し、新たに経営統計調査票（個人経営体用及び法人経営体用の計2種類）及び生産費統計調査票（農畜産物の品目別等の計16種類）を新設することに伴い、いずれの調査票も、報告者が記入の上、年1回提出する方法（自計報告）に変更する計画である。
- ウ これについては、報告者負担の軽減及び統計調査業務の効率化等の観点から、おおむね適当と考えるが、回収率や精度を確保するための方策等について確認する必要がある。

### (論点)

- a 本調査における回収率・有効回答率及びオンライン回答率の推移は、どのようになっているか。
- b 回収率・有効回答率及びオンライン回答率の向上を図る観点から、これまでどのような方策を講じているか。また、今回の調査方法の変更も踏まえ、具体的にどのような回収率・有効回答率及びオンライン回答率の向上方策を講ずることとしているか。
- c 結果精度の確保を図るため、どのような記入指導・支援を行なうこととしているのか。

## (6) 報告を求める期間の変更

調査票の構成の見直しに伴い、「経営統計調査票」及び「生産費調査票」の提出期限について、以下のとおり変更する。

- ① 経営統計調査票の提出期限については、報告者が税務署に確定申告した月又は総会等により決算報告が行われた月の翌月
- ② 生産費調査票の提出期限については、農畜産物の各品目の調査対象期間終了月の翌々月

### (審査状況)

- ア 従来の調査票の提出期限について、「現金出納帳」及び「作業日誌」については数か月ごとに随時、また、「経営台帳」については調査期間終了月の翌月に提出することとしていた。
- イ 今回の申請では、調査票の構成の見直しに伴い、調査票の提出期限について、税務申告関係書類（青色申告決算書）や財務諸表を参考にして作成する「経営統計調査票」については、報告者が税務署に確定申告した月又は総会等により決算報告が行われた月の翌月、また、農畜産物の品目ごとの生産サイクルに基づいて調査対象期間を設定している「生産費調査票」については、各品目の調査対象期間終了月の翌々月を提出期限とする計画である。
- ウ これについては、調査票の構成の見直しに伴い、各調査票の調査対象期間に対応し、報告者における十分な記入期間を確保するよう配慮したものであることから、おおむね適当と考えるが、報告者に紛れや報告漏れ等が生じないための方策等について確認する必要がある。

### (論点)

- a 確定申告後、修正等が必要になった場合には、どのように対応するのか。また、その旨は、記入の手引き等において、明確となっているのか。
- b 法人によって決算時期が異なる中、報告漏れ等が生じないように、提出時期等をどのように管理するのか。

## (7) 集計事項の変更

調査事項の変更等に伴う所要の集計事項の変更を行うとともに、調査対象の属性的範囲の区分の変更に伴う表章区分の変更を行う。

### (審査状況)

ア 調査対象の属性的範囲の区分の変更、法人経営体の報告者数の拡大、調査事項の新設・再編等に伴い、以下のとおり、経営統計調査に係る集計事項（集計表）及び表章区分の変更を行う。

- ① 調査対象の属性的範囲の区分の変更に伴い、表章区分を従来の「個別経営体」「組織法人経営体」から「個人経営体」「法人経営体」に変更するとともに、農業経営体の全体像を明らかにするため、「個人経営体」と「法人経営体」を統合した「農業経営体」の区分による結果を新たに表章。また、調査結果の接続性の観点から、「法人経営体」のうち「組織法人経営体」の区分による結果を引き続き表章
- ② 農業と他産業との産業間比較が可能となるよう、事業収支の概要や損益計算書について、企業会計基準等に則った表章項目に統一
- ③ 法人経営体の報告者数の拡大に伴い、各営農類型における集計事項を拡充（例えば、水田作経営のうち、稲作・麦類作・大豆作それぞれの作付面積の追加など）
- ④ 直接労働の作業別（育苗、耕うん・施肥、は播・定植、収穫・調製など）に労働時間を把握するよう変更することに伴い、野菜・果樹等の各部門における作業別労働時間の集計・表章を細分化

など

イ 本調査結果から得られる集計事項は、政策課題を検討する上での有用な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズにも資するものであること等から、おおむね適切と考えるが、今回の変更により、具体的にどのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか等について確認する必要がある。

### (論点)

- a 調査対象の属性的範囲の区分の変更、法人経営体の報告者数の拡大、調査事項の新設・再編等に伴い、変更を行う集計表の表章様式は、具体的にどのようなものか（主要な統計表）。
- b 上記aの変更内容を、利用者により分かりやすく周知するため、具体的にどのような方策を講じる予定か。
- c 作成される集計表については、調査結果の利活用の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。

## 2 統計委員会諮問第 89 号の答申（平成 28 年 7 月 26 日付け統計委第 4 号）における「今後の課題」への対応状況について

### （1）調査対象区分の見直しについて

〔「今後の課題」における記述（抜粋）〕

本調査では、今回、任意組織経営体を調査対象の属性的範囲から削除し、個別経営体と組織法人経営体の 2 つの区分を対象に調査を実施することとしている。

しかしながら、現在、個別経営体に区分されている一戸一法人（農業経営を法人化している農家）の中には、雇用が発生し、外形的に組織法人経営体と差異がない状況となっている一方、組織法人経営体についても、株式会社等の会社法人だけでなく、NPO 法人の参入など様々な形態の経営体がみられるところである。

このため、本調査の母集団情報となる農林業センサスとの整合性や調査結果の継続性等に留意しつつ、農業経営体の実態をより正確かつ的確に把握する観点から、調査対象区分の見直しについて検討する必要がある。

### （審査状況）

ア 本課題は、現在、農業経営体については、様々な形態の経営体が見られることから、今後、農業経営体の経営実態をより正確かつ的確に把握する観点から、個別経営体と組織法人経営体の 2 つの区分による調査対象区分の見直しについて、検討することを求めたものである。

イ また、前回答申における指摘を踏まえ、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）においても、「農業経営統計調査の調査対象区分について、様々な形態の経営体における農業構造の実態をより正確かつ的確に把握するため、有識者へのヒアリングや他調査の結果等を活用して多方面から見直しに向けた検討を行う。」として、2022 年調査の企画時期までに結論を得ることとされている。

ウ これを踏まえ、農林水産省は、今回申請では、上記 1 の「（1）調査対象の属性的範囲の変更」のとおり、経営統計調査において、従来、「個別経営体」に区分していた一戸一法人を「組織法人経営体」に統合し、「個人経営体」「法人経営体」による区分に変更することとしている。一方、法人経営体のうち、農事組合法人及び会社法人を除き NPO 法人を含む「その他の法人」の割合は法人経営体全体の 3 % 程度のため、現時点での見直しは行わないとしている（本課題に関連する審査状況及び論点は、上記 1 の「（1）調査対象の属性的範囲の変更」のとおり。）。

## (2) 「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」の調査結果を踏まえた検討について

〔「今後の課題」における記述（抜粋）〕

本調査では、個別経営体及び組織法人経営体を対象に、農地の集積・分散が米の生産コストへ及ぼす影響等の分析に資する情報を得るため、新たに「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」を調査することとしている。

しかしながら、ほ場や団地の配置については、例えば、小規模でかつ例外的に遠隔地にあるほ場もみられるなど、様々なケースが想定される場所である。

このため、今回調査の結果につき精査し、必要に応じ、本調査事項の見直しについて検討する必要がある。

### (審査状況)

ア 本課題は、前回諮問の際に、平成29年産調査から新たに追加した「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」を把握する調査事項について、ほ場や団地の配置については、様々なケースが想定されるため、実態のよりの確な把握等の観点から、平成29年産調査結果について精査し、必要に応じ、本調査事項の見直しについて検討することを求めたものである。

イ また、前回答申による指摘を踏まえ、第Ⅲ期基本計画においても、「農業経営統計調査の調査事項である「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」について、平成30年度（2018年度）に取りまとめる平成29年産以降の調査結果と生産コストとの関係性を分析・精査した上で、本調査事項の見直しの必要性を検討する。」として、2022年調査の企画時期までに結論を得ることとされている

ウ これを踏まえ、農林水産省は、平成30年度（2018年度）に取りまとめる平成29年産以降の調査結果と生産コストとの関係性を分析・精査した上で、当該調査事項の見直しの必要性について検討するとしており、現時点では、当該調査事項を追加した平成29年調査結果が公表されていないため、検証・分析を行う段階には至っていないが、現在の検討状況等について確認を行うこととしたい。

### (論点)

本課題に対する現在の検討状況及び今後検討を予定している事項はどのようになっているか。

### 3 第Ⅲ期基本計画における課題への対応状況について

〔「第Ⅲ期基本計画」における記述（抜粋）〕

- (1) 農業経営統計調査について、担い手層の経営収支等のデータの充実を図るため、家族経営体の小規模層の標本数を削減し、家族経営体の大規模層及び組織経営体へ重点化することや、家族経営体において「営業利益」等企業会計と同様に捉えることなどを検討する。【平成31年（2019年）調査の企画時期までに結論】
- (2) 農業経営統計調査の調査対象区分について、様々な形態の経営体における農業構造の実態をより正確かつ的確に把握するため、有識者へのヒアリングや他調査の結果等を活用して多方面から見直しに向けた検討を行う。【2022年調査の企画時期までに結論】
- (3) 農業経営統計調査の調査事項である「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」について、平成30年度（2018年度）に取りまとめる「平成29年産」以降の調査結果と生産コストとの関係性を分析・精査した上で、本調査事項の見直しの必要性を検討する。【2022年調査の企画時期までに結論】

#### （審査状況）

ア 第Ⅲ期基本計画においては、農業経営統計を含めた農林水産統計について、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定。平成29年12月8日改訂）や同プランを踏まえた各種基本計画に基づく農林水産施策の着実な推進を図るため、統計データを的確に整備し、適時適切に提供していくことが求められている。」として、報告者負担の軽減や調査の効率的な実施等に留意しつつ、関連施策の展開に必要なデータのよりの的確な把握等の観点から、個々の統計調査における検討課題について指摘している。

イ 農業経営統計調査に係る課題の1つとして指摘されている、上記（1）については、農業の担い手となる農業経営体の経営実態をよりの的確に把握する観点から、家族経営体の小規模階層の標本数を削減する一方、担い手としてより重要な役割を果たす家族経営体の大規模階層及び法人経営体に重点を置いた標本数の見直しを行うとともに、家族経営体についても、法人経営体における営業利益等企業会計と同様の項目について把握することについて検討することを求めたものである。

ウ これを踏まえ、農林水産省は、今回申請では、経営統計調査及び生産費調査において、大規模階層区分の細分化並びに法人経営体（経営統計調査）及び組織法人経営体（生産費調査）の標本数を拡充するなど、標本設計の見直しを行うとともに、経営統計調査票の損益計算書及び貸借対照表については、個人経営体は税務申告書類（青色申告決算書）から、また、法人経営体は財務諸表から転記可能な項目を設定することとしている（本課題に関連する審査状況及び論点は、上記1の「（2）報告者の変更」及び「（3）報告を求める事項」の「イ 経営統計調査票関係」の「（ア）「現況」、「損益計算書」、「貸借対照表」を把握する調査事項」のとおり。）。

エ なお、第Ⅲ期基本計画で指摘している上記（2）及び（3）の課題への対応については、上記2の前回答申における今後の課題への対応状況の（1）及び（2）のとおり。